賃貸借及び保守契約書

宮崎県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、食鳥処理場検査室独自導入パソコン及びモバイルルーター・SIMカードの賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

- 第1条 乙は、甲に食鳥処理場検査室独自導入パソコン及びモバイルルーター・ SIMカード(以下「装置」という。)を賃貸し、及び保守を行い、甲は、 これを賃借するものとする。
- 2 装置の設置場所、内容及び数量は、別紙明細書(以下「明細書」という。) のとおりとする。

(賃貸借期間)

第2条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の 規定に基づく長期継続契約として行うものであり、装置の賃貸借の期間(以 下「賃貸借期間」という。)は、令和7年12月1日から令和12年11月30 日までとする。

(賃貸借料等)

第3条 装置の賃貸借料(保守に要する費用を含む。以下同じ。)並びに消費税 及び地方消費税額(以下「賃貸借料等」という。)は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により賃貸借期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、 賃貸借料等の月額を日割計算するものとする。

賃貸借料 金〇〇〇円(月額 金〇〇〇円)

消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円(月額 金〇〇円)

合 計 金○○○円(月額 金○○○円)

(納入に係る費用)

第4条 装置の納入に必要な運送費、組立配線費及び現地調整等に要する費用 (保険料を含む。)は、乙の負担とする。

(契約保証金)

- 第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。
- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を 甲に帰属させることができる。
 - ※ 契約保証金を納付させない場合(財務規則第101条第2項該当) (契約保証金)
 - 第6条 契約保証金は、免除する。

(賃貸借料等の請求及び支払)

- 第6条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、翌月の10日までに賃貸借料等 の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その 日から起算して30日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。 (装置の保守)
- 第7条 乙は、甲が装置を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとする。
- 2 前項に規定する保守に要する費用は、賃貸借料等に含まれるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により生じた装置の故障等に係る修理又調整に要する費用は、甲の負担とする。
- 3 乙は、装置の故障等により甲から要請があった場合は、速やかに現地に到達 できる体制を確保するものとする。

(装置の取替え又は改造)

- 第8条 装置の取替え又は改造は、甲乙協議の上、行うものとする。
- 2 装置の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要が生じた場合は、変 更契約の締結をするものとする。

(契約不適合責任)

第9条 装置の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、 その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(装置の移転)

第10条 甲の都合により装置を明細書に掲げる設置場所から移転する必要が生 じた場合は、甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における装置 の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(装置の返還)

- 第11条 甲の都合による契約の解除により装置を返還する場合は、甲は他の機 械器具の取り外し等によって装置を引渡し当時の状態に戻すものとし、装置 の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。
- 2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う装置の撤去に要する荷造 り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

- 第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。 (秘密の保持)
- 第13条 乙又は乙の指示に基づいて装置の納入、保守等の業務に従事する者は、 この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後において

もなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するため個人情報を取り扱う に当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第15条 乙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた ときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
 - (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等(乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額につい て減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。
- 3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、 その賠償の責めを負わないものとする。

(契約に係る費用)

- 第19条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。 (協議等)
- 第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1 通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 宮 崎 県宮崎県知事 河野 俊嗣 印

乙 ○○市○○町○○番地○○○代表者 職 氏 名 ⑩

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、賃貸借及び保守に係る業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなけ ればならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、賃貸借及び保守に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

第3 乙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、賃貸借及び保守に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、賃貸借及び保守に係る業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止) 第7、乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはな らない。

(資料の返還等) 第8 乙は、賃貸借及び保守に係る業務を処理するために甲から提供を受け、又 は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契 約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当 該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するもの とする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、賃貸借及び保守に係る業務に従事する者及び従事した者に対して、 在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他 人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に 関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する賃貸借及び保守に係る 業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査すること ができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

- 第2 乙は、情報資産(複製されたものを含む。以下同じ。)を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。
- 第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、 紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。
- 第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、委託業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、委託業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する 機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

- 第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに 接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を 受けなければならない。
- 第9 乙は、委託業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更 新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウィルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体等によりファイルを庁内に取り入れる場合は、 必ずウイルスチェックを行わなければならない。 (情報セキュリティ対策の説明)

- 第12 乙は、委託業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その 他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならな い。
- 2 乙は、委託期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履 行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなけ ればならない。
- 3 乙は、委託業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の 状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなけれ ばならない。

(クラウドサービスの利用)

- 第13 乙は、委託業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次 に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。
 - (1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策
 - (2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカントリーリスク
 - (3) サーバ装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービスや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク
 - (4) その他甲から要望があった事項 (従事者への周知)
- 第14 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職 後においても委託業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不 当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な 事項を周知させなければならない。

(事故報告)

- 第15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速 やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 第16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、 速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

- 第17 乙は、委託業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる 法律を遵守し、これに従わなければならない。
 - (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
 - (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
 - (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)